

平成26年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第4日)

平成26年9月18日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成26年9月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
6	6番 池田 堯	1. 交流ターミナル施設の(株)めいりんの里の 26年度(4~8月)経営状況を伺う ①26年度人件費2,000万円の内訳。 ②貸付金返済状況。	町長	
		2. 持田工業団地内の水道本管布設について ①水道法関係	町長	
7	14番 時任 伸一	1. 取得した養魚場跡地利用の構想について ①防災ダム下の町に無償譲渡された養魚場跡地、この土地の利用についてどのような構想をお持ちかお伺いします。 (1)譲渡者S氏の思いと村民の気づかい。 (2)高平地区(現 四季彩のむら)の変遷。 防災ダム建設(のちに高鍋湿原 現出) 都市と農村交流センター事業、四季彩のむら事業	町長	
8	11番 青木 善明	1. 今年6月4日の集中豪雨による浸水の水害について ①住民への避難勧告について伺う。 ②浸水道路の交通対策について伺う。 ③町指定の災害避難所について伺う。 ④浸水の原因と対策について伺う。 ⑤道路側溝の管理点検について伺う。 ⑥災害見舞金について伺う。	町長	
		2. 円滑な図書館の運営について ①図書館蔵書の充実について伺う。	町長 教育長	

9	17番 柏木 忠典	1. 子供の貧困対策について ①『だれも知らない～宮崎の子どもの貧困』新聞の連載で話題となった。子どもの貧困についての所見を伺いたい。 ②貧困は外見だけでは見分けがつきにくい。本町の実態を問う。 ③本町の解決策の取り組みを問う。 ④子どもの貧困対策大綱案の要旨の内容は。 ⑤貧困状態にある子どもたちは、待たなしで大人に育っていく。声を上げられない子どもたちを救うのは大人の役割で、対策は急務だと思う。所見を伺いたい。	町長 教育長
		2. 有害鳥獣の被害防止対策について ①広域的な被害防止対策について問う。 ②財政処置の充実について問う。 ③鳥獣被害対策を担う人材育成・確保について問う。	町長
10	10番 後藤 隆夫	1. 天然記念物アカウミガメの保護活動について ①アカウミガメの上陸が年々減少していると聞くが、原因についての調査はされているか。 ②孵化場が設置されているが孵化条件を充たす施設となっているか。 ③鳴野浜海岸には、地元の方々によってアカウミガメの上陸が確認されており、町として調査し、保護活動が必要ではないか。 ④アカウミガメの調査保護活動は専門的な知識と地道な努力、自然を愛する情熱がその活動を支えていると考えていますが、今後、後継者の育成についてどのように考えているか。	町長 教育長

出席議員（14名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	6番 池田 堯君
7番 中村 末子君	8番 黒木 正建君
10番 後藤 隆夫君	11番 青木 善明君
13番 永友 良和君	14番 時任 伸一君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 柏木 忠典君	18番 山本 隆俊君

---

欠席議員（1名）

5番 緒方 直樹君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君  
主 査 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	三嶋 俊宏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	鳥井 和昭君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	茂又 哲也君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

5番、緒方直樹議員から欠席届が出ておりますので、報告いたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（山本 隆俊） 日程第1、一般質問を行います。

17日に引き続き順番に発言を許します。

まず、6番、池田堯議員の質問を許します。

6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） おはようございます。

私は、2点につきまして質問をしたいと思います。

1点目の、交流ターミナル施設の株式会社めいりんの里の26年度の4月から8月に至るまでの経営状況をまずお尋ねをしたいと思います。

発言者席においては、26年度の事業計画書の中にある人件費2,000万円の内訳をお尋ねをしたいと思います。もう1つは、高鍋町がめいりんの里に貸付金として貸し付け

ております1,200万円の返済状況について伺いたいと思います。

2番目に、持田工業団地内の水道本管の布設が半分しか布設できてないということでありますので、その布設できない理由をまず壇上で伺いたいと思います。

発言者席においては、水道法関係の質問をしていきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、株式会社めいりんの里の経営状況についてでございますが、6月議会で御報告させていただきましたように、4月から思い切った合理化による経営改善策を試行しておりますが、そのことがお客様にサービス提供の物足りなさを感じさせてしまい、結果的に来場者数の減につながっているようでございます。

特に、レストランを休業していることが他部門の成績にも影響を与え始めており、4月から7月までは、温泉入湯客数が前年比で約1割の減、物販部門が約3割の減となっているようでございます。

次に、持田工業団地内の水道本管についてでございますが、これにつきましては、昭和61年に高鍋町土地開発公社の依頼により布設したものでございます。

残りの水道本管につきましては、高鍋町水道事業といたしましては、現在のところ布設の計画はございません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） まず、質問の順番がちょっと違いますけども、質問の趣旨からして、2番目の持田工業団地内の水道本管の布設についてから質問を行いたいと思います、どうぞよろしく願いいたします。

今、町長答弁におきましては、現在においては、水道法における企業会計のほうからの布設は考えていないということでもありますけども、私が考えるに、高鍋町をはじめ、どこの市町村も企業誘致を熱心に行っている状況であります。

そこで、これは以前につくられた工業団地ではありますけれども、俗に言う「釣った魚にはえさをやらない」というような状況になっているというふうに思うんですが、必要な要望がなければ、水道法においては布設しないということではありましようけども。

私が調査したところによりますと、隣町の川南町あたりは、工業用水として本管自体は敷地のそばあたりまで布設をしておるということでありますが、当初、開発公社において布設されたということではありますが、これを現在要望する中においては、企業会計ではない町独自の政策推進課持ち町長部局において布設するというような考えはないのか。

町長も変わられ、企業誘致を熱心に進めておられる小澤町長でありますので、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 水道の布設の東部工業団地、持田工業団地内のことでご

ございますけど、平成18年度なんですけど、平成19年の2月に企業懇話会ということで、東部工業団地内の8社の方、業者の方たちを集めまして要望等を聞いております。そのときに水道の要望も上がってきております。

そのときのうちの回答としては、やはり水道の布設については、受益者が負担していただくようお願いしたいというようなことで申しておるところであります。それが今現在に続いているところでございます。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） そこは私もよくわかっておるんです。水道法において、正当なる理由があれば給水を拒否することもできるということでありましょう。

そこで、また水道法の中に、本管布設に関して受益者負担金を徴収することができるんです。その関係からして、要望があるとすれば、受益者負担金を取ってでも布設することが可能なのか、そこあたりを水道課のほうに伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 受益者負担金についてでございますけども、一般住民の方につきまして言えば、工事新設しますけども、そのときに井戸水だけで生活されている方たちにつきましては、一応、工事負担金としていただいて給水をしているということでございますけども、東部工業団地につきましては企業でございます。言えば、工事の負担、支払い能力的にも一般住民と比べまして支払い能力もあるということで、工業団地につきましては、受益者負担金などについては考えておりません。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 今、課長の答弁、受益者負担金は取らないというふうに理解しているんですね。本来、工業団地内ではなく一般の地区においては、本管の布設は負担金はとってないですよ。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 加入負担金は当然いただきます。受益者負担金でなくて、先ほど言いましたように工事負担金、井戸水やないところ、そういうところには工事負担金としていただいております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） わかっておるんですけど、本管が走っておって、敷地に給水、水道栓をつける段階、15メートルあるとした場合、15メートル分の負担金は当然取るんですよ。

私が言っておるのは、本管に対して工事負担金というものを取るのかどうかということです。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） そういう受益者負担金につきましては、15メートルは関係なく、一応、個人さんでも個人で引いてもらうような感じで水道としてはやっております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） ということは、本管も全部自費で引けということになるわけですね。

それであれば、最初からお尋ねしたように、これは町長の政策上の問題として、当初、開発公社が布設したということであれば、私は少なくとも工業団地と名のつく団地であれば、本管ぐらいは布設すべき問題ではなかろうかと思うんですが、この水道の問題に関しては最後になります、最後に町長の見解をもう一度伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 議員が今申される本管の問題につきましては、先ほど課長が申しましたが、19年にいろいろとお話をしました。今、課長が答えましたように、やはり本管にあっても費用対効果といいますか、そういうことで、あそこで大きな水を使っただくなら採算が合うんでしょうけど、飲み水1本ぐらいという、20ミリぐらいというのは、やはり75ミリぐらいを引いて、そして20ミリを1本ずつ引いていただいても、本当申しわけないんですが、費用対効果の面で合わないということで、水道課と大分私もやりました。

しかし、そういうことで、水道課としても事業ということでどうしてもできないということであったもんでしたから、そういうふうにはお伝えをしたという状況でございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） その当時、19年当時はそういうことであって、今も町長が述べられましたけど、私は今は、ここを私が質問をしてる状況の中で、政策上でできないかと。町長が言われるのは、水道会計のほうでの費用対効果が上がらんと、利益が上がらんから引けんのじゃと言われるわけです。

くどいようですが、政策上引くという考えはございませんか。町長。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） そのときも私は政策上の上で工業団地であるから引こうということをお申しましたが、今さっき言ったようなことでどうしても引けないということで、水道事業の中で引けないという結果が出ましたもんですから、私もそのことをお伝えし、そのときも終わったわけです。

今も、恐らくそういう状態でないかと思っておりますので、何か水を使う事業があるなら、また考え直していくべきではないかとは思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） わかりました。善処して、検討をしていただきたいと思います。

それでは、1番目のめいりんの里について伺いたいと思います。

町長が答弁された中においては、入湯客数が前年度比1割程度減少ということでありまして、毎月の収支は把握されておられるのか。そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 4月から8月までのということでございましたけれども、7月までの試算表、毎月の分が出ております。その損益計算書を見ますと、先ほどの影響等もありまして、当期の純利益としてはマイナス1,000万円ほどになっております。

ただし、人件費等、これは一度申し上げたことがあるかと思いますが。退職金等も入っておりますので、その数字等が加えた数字でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 今、課長答弁されましたけれども、一度申し上げたかもしれませんが、退職金については私は聞いておりませんが、お尋ねはしたけれども、そういうものは一切返ってきませんでした。

そこで、25年度の決算書をお持ちでしょうか。当然持つておられると思いますが、この流動負債の中で未払金712万3,000円とありますが、これは何ですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 貸借対照表の中の流動負債のほうの未払金のことなのかと思いますけれども、通常の営業等する場合に未払いの金額等が出てまいります。支払先等がございますので。そういった分の未払金だというふうに感じておりますけれども。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 私は、先ほど課長が言われた、退職金を払ってないからこの額になるのかと思ったんですけど、違うんですね。わかりました。

それで、退職金が出ましたから人件費の中の内訳ということになりますが、まず、退職金について伺いたいと思います。退職金は幾ら払われたんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 総体で、個別なものは控えさせていただきますけれども、総体で756万円ほどになるかと思いますが。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 詳細はいいんですが、これは何人分で、その人がどのくらい年数勤務されておったのか、そして、法的に支払わなければならない義務がどこにあったのかを伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 支払いましたのは4名分でございます。約9年から6年、2年、2年、それぞれでございます。

それと退職金の義務でございますけれども、当然就業規則がございます。それにのっと

った支給額を支給したということは確認させてもらっておりますが。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） その4名の中で、雇用体制、要するに正社員が何人、臨時が何人、そこのところをまず伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） これも就業規則でございます。正職員4名分だけでございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） わかりました。

勤務年数からすると、相当高額ではなかろうかと思うんですが、就業規則ということでありますが、これは年給に対する幾らという歩合で退職金を支給されるんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。就業規則にございますとおり、月の本俸について何カ月分ということでございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。念のためですが、一番高額なる退職金をもらわれた方の退職金額は幾らですか。就業年数と金額ですね。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。町としましては管理はしておりますけれども、お答えは差し控えたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） そう言われると、これめいりんの里と取り交わした協定書があるんですよね、協定書が。14条には経理の状況を毎月把握しておかなければならないとなっておりますね、これ業務報告、事業報告等もありますが、特定をされるわけではないので、最高額の人の退職金は、金額は言っていないんじゃないですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。特定はされないとおっしゃいますけども、4名しかおりません、退職者、そのうち勤務年数が何年の者がどのくらいというのは、これは自明だろうと思います。そういう意味では、ここで個人の方が、じゃあ、どのくらいもらわれたということについての発言というのは控えさせてもらいたいということでございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。そう言われれば発表できないような金額であったというし、か私は想像いたしません。

そこで、この25年度決算状況から見ると、退職金を七百五十数万円払う余裕はなかったと思うんですよね、この決算書から見ると。どこから資金を融通されたんですか。



○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 前回の議会の中でも正味運転額の分の数字が残り少ないという話とあわせて、まだ3月の段階では退職金出しておりません。4月以降でございますので、そういう部分を含めたものとあと今後の運営資金等も必要ですので、資金を借り入れをしております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。それでは、どこから幾ら借りたんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。高鍋町が指定管理として指定している法人でございます。その経営のためにどこから資金を借りたとか、どの金融機関に預け入れたといいますのは、これは会社の裁量範囲だというふうに思います。

そういう面では、町としてはどうこういうことではないという判断はしておりますが、ただ、その金額等々、どこから借り入れたというものについての把握はさせてもらっております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。借り入れをしたんだから、不法なる融資を受けたわけでもないし、公にして構わないと思うんですけど、金額は最終的にはこれ来年の3月の段階において借入金として計上されてくるんですよ。公にされる問題なんですよ。当然4月に借り入れたものであるならば、当然幾ら借りたということは言えるんじゃないですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。ですから、先ほど申しましたように、町は管理をしております。そういう意味で、議員がおっしゃった毎月の決算等の報告の中で、当然借り入れのときにつきましては、会社の取締役会等の報告等受けながら、私ども判断させていただいて——それはいいだろうということで判断をさせてもらったもので、先ほどもおっしゃいました。確かにどの金融機関とかというものについてのことについては、ここでは改めて申し上げるべきではないかと思えます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。6月議会で質問したですよ、めいりんの里の、6月議会の一般質問で、そのときに去年の11月か12月か、700万円相当宮銀から借り入れたじゃないですか。それはなぜかって聞いたら、レジオネラ対策費用として要ったから借りたんだということを言われたでしょう。もうお忘れですか。議事録はあるんですよ、ちゃんと。

それであれば、今回の借り入れだってどこから借りて何ぼということは言ってもいいんじゃないですか、当然上がってくるんだから。どうですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。確かに前回借りたときには決算の額

を見ながらのお話しでしたので、今回についてはまだ決算というものになっておりませんが、確かに事実借りているのは確かでございます。1,000万円という金額でございますが、あくまでも貸し手側の意向もでございますので、そういった意味で今回はここで公にさせていくのは避けさせてもらいたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。1,000万円という数字は出ましたから、まあそれでいいです。そうすると、去年の借入金と合わせて1,700万円ぐらいなるんですかね。それと、本町からの貸付金残高が1,200万円、2つで約3,000万円弱——2,900万円相当が長期借入金ということになっておりますが、私の試算によると、高鍋町の貸付金の償還は月約50万円相当になり、半年ごとに納入ということになっておりますが、これ他方の債務からして少なくとも20万円相当はプラスして償還をしなければならないと思うんですが、可能なんですか、償還が。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。おっしゃるとおり、町からの借入金の返済につきましては、総括の御質疑でございました。その中にお答えしたとおりで、返還、償還等できておりませんが、そのほかの民間からの借り入れにつきましては、今毎月おっしゃるとおり、ぴったり数字でございましたが、20万円ほどの償還を続けております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。民間からの貸付金に対しては償還をしておると。町からの貸付金に関しては25年度分に対しては滞納と、26年度も9月において約300万円を返済しなければならないはずですが、民間のやつを優先して払っておるんですか。なぜ高鍋町の公金である貸付金を先に払わないんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。確かに同じ債務でございます、会社側からしましたらですね。ただ、会社自体が第三セクターでございます。高鍋町が出資金を出しております。株式会社の中の取締役会というものがございまして、その資本を出しているところの取締役が集まっております。その中で協議をしながら、とにかく町さんのほうには何とか猶予をもらえないかというところから始まったことでございますので、そういう面では、まず、道義的って言いましょうか、まず民間のほうからは、あくまでもそちらに御迷惑をかけてはいけないという部分がありますので、そちらをまずは返還をしていくということを優先させていただいたということで、御理解いただければと思います。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。御理解いただきたいと言われますけども、御理解できません。

なぜかという、これは我々貸付金として議会に議案として出されて議決をしたわけですね、我々議員は、公金を。それで、約定も交わされて3年間で返済となっておる。その

状況下において、25年度には未納と、26年度の半期分も未納になるだろうと予測しますが、これは後で聞きますけども。私たち立場からすれば、これは償還でも中村議員が言われておりましたけども、当然公金のほうから払わせるようにするのが順番ですよ。それで社長でおられる町長ですが、今課長の答弁によると、役員会において高鍋町においては、猶予していただくよう御理解くださいと、そんなことを社長はいいかもしれん、町長はいいかもしれんけど、我々議員サイドにおいてはちょっとおかしいというふうに思うんですよね。

それで、今年度26年度の9月に払わなければならない300万円はどうなってるんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。まだ納期が来ておりませんので、そのときの対応だろうと思いますが、総括のときにも申しあげましたように、まだこれに関しましての支払いの資源、原資といいたいまいしょうか、そういったものはできないという話を聞いております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。それでは、貸付金の償還方法というところに入りたいと思いますが、債権管理条例なるものを去年の12月に制定されましたけども、25年度分の猶予が多分1年であろうと思うんですが、間違いはないですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。これも総括のときにお話ししたかと思いますが、返済願が出た後の承認の通知の中には、明確な返済計画を立てることが可能となるよう、今後しっかりと経営の改善に努めた上で改めて協議を行い、返済を履行していくということにしておりまして、期限は明記をしておりません。

現在、株式会社めいりんの里といいますのが、経営改善に努めている最中でもございます。何としてでもその努力を实らせて期限がおくれてでも貸付金の返済を実行してもらおうべく町としてはしっかりと管理監督をするためにも、こういう文言を入れさせてもらったところです。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。管理条例の規則6条において、条例第10号1項に規定する督促をした後の相当の期間というのは1年というふうに定めてあるんですよね。この関係はどうなるんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。只今おっしゃいましたように債権管理条例の施行規則の第6条に関してのことだろうと思います。これは督促後の納期期間のことを言ってるものでございますので、これはまず条例第10条の強制執行等の措置の最長期間のことだろうと判断しております。条文を読まれるとおわかりいただけるかと思っております。

けども、今回の履行延期の特例は、御存じのとおり条例第10条なのですが、地方自治法施行令の履行期限の延長をすることが徴収上有利だということに基づいて履行期間を延長したものでございますので、そういう意味ではこの期限の設定についても縛りはないという判断をしております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。猶予したほうが有利であるということにおいて、したということですね。

それでは、26年度の今の状況、前年度比1割減の入湯客と、ひいてはもう試算表を見ればわかりますが、前年度比以下の収支になっておるということは想定されますね。だんだん悪くなっておるんじゃないですか、これ。当然これ25年度の決算書を見る中においては、絶対に運転資金が足らんですよ、私のこれ見る限りはですね。

だからこそ、4月に1,000万円相当なるものを借り入れし、退職金を700万円に充当し、約300万円ですっておるといのが現実じゃないですか。

そうなると、もう絶対取れないんですよ、これ。取れないちゅうよりか、払えない状況にあるんですね。ましてや、先ほど課長申されたように、民間からの貸付金のほうを先に支払うと。そうなると、これ債権管理条例に基づいて最終的な結論を導き出す必要があるんですね。

これ施行令言われましたが、171条の1から6までの措置はこれ3月が期限であろうと思いますが、いつ、この措置はとられるつもりであるんですか、施行令1から6までは。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。171条の1から——171条から171条の2から以降の7までのということになるかと思いますけども、その中でその都度、条例、条件等を見ながら、今高鍋町としてとるべきものについては、この履行延期の特約ということで、71条の6を採用したということでございますので、その中の2の履行期限を延長することが徴収上有利であるということの判断の上で、今回こういう措置をとらせてもらったものなんです。

全てにおいて、1から7までの間の全てを適用する必要もないだろうという判断をしておりますが。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。私は、この171条の4の2、担保並びに保証人の確保をすることができるというところがあるんですが、先ほどから言っておるように、私はもうこの時期に来ておると、この経営状況から見ると思うんですね。これをとる考えはないんですか。今はまだ1年来ておりませんが、この171条の4の2を適用する必要があると思いますが、その場面に来たときには171条の4の2を適用する考えはあるんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。総括のときにもお話ししましたし、委員

会の中でもお話ししたことなんですけれども、今、レストラン部門の改めて言いますが、開業について要請が出まして、それも高鍋町として承諾をしているところでございます。

あすにでも多分お知らせ等の中で、そういう文書、回覧文書が回ってくると思います。そういうレストランを再開することによって、何らかのめいりんの里に対しましての利益が何か出るということであれば、そういった状況等を見ながら判断をするという必要があらうと思いますし、当然、もし数年後にもしそういう条件になったとした場合には、この債権の申し出の71条の4の2、仮差し押さえもしくは仮処分という手続をとる必要がある可能性もあると思います。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。そこは手順として、要するに私が言いたいのは、最終手段である債権放棄、そこに至るまでに順序立てた手当てをすべきであろうということですよ。必然的に条例にあるんだから、それをなくして、債権放棄はできないよというふうには私は言いたいんですが、それを聞いて、これ以上聞いても押し問答しかありませんので、終わりたいと思います。そこだけお聞かせください。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。これも本当に総括のときに申し上げました。例えば、貴重な本当に町の税でございまして。それをもって第三セクターであるめいりんの里に貸し付けをしていると。その債権を獲得する、返してもらうというのは、間違いなく町の義務でございましてから、たとえこれが10年以上かかったとしても、少なくともそれまでしっかり営業してもらって、その上でこの債権を返していただく。

もしかすると、例えば余談かもしれませんが、どうしても今の状況で改善ができない。最低限の職員で今運営を続けております。その上で基本的に、もう社会的な根本的に温泉自体の運営自体が難しいというような状況になったときには、問題提起するようございましてけれども、もしかすると、委託料なんなりの変更ということも視野に入れた、その上でなおかつ返済もしてもらおうと、そういう体制をといいましょうか、考えも持ちながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。最後と言いましたけども、今課長の答弁の中において委託料の話が出ましたので、6月議会においても、私はくぎを刺したつもりでございました。けども、されど今回また出るということであれば、あえて聞きますが、この委託料、何の根拠をもって委託料の設定ができると考えておられますか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。ほかの温泉施設は当然そうなんだろうけれども、相当の委託料を組んだ上で運営をさせているというところが多いようございまして。温泉運営に関しましては、どこの自治体といいましょうか、どこの組織でも、機関でもそういうふうな状況がふえてきております。

そういう意味では、今から先、社会的な情勢によって入湯客がどんどん減っていくとか、福祉が十分にサービスが低下してしまうと、それとか、最低限の職員ですから、職員でやっておりますので、その運営等がなかなか難しいというような状況になれば、当然これはもう正直開設当時の13年ごろとはもう相当社会上の状況等は変わってきているはずでございます。そういう意味で判断をさせていただくことがあるかもしれないということでございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。今、課長が言われた近隣のところが委託料を出しておるからとか、そういう問題ではないと思うんですね。委託料というのは、当然積算根拠がないと出ないと思うんですよ、出せねえはずですよ。そんな積算根拠もわからんようなものを出してきたら、議会とすれば当然否決ですよ。

今私、具体的に聞いたじゃないですか。委託料出そうとすつとなら、今の経営状況の中において、どの部門にどのような委託料を設定するのかということ聞いたんですよ。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。ですから今、レストランを改めて開店しようとしております。その上で、何からの収益等が入ってくるわけでございますね、その上で全体の施設自体の運営等がなかなか成り立たないというような状況であれば、それぞれの、じゃあどこの部分のどの金額が足りないのか、じゃあどこが不足するのか、どこを抑えればいいのかという判断をきちんとした上で、つくった上で提案をしたら、そういったものをつくった上で提案をすることになるかと思います。

間違いなくこれを提案するという意味ではございませんので。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。想定上の議論であるということですよ。ただ、損失補填をするような委託料はだめですよ、これ。総体的な経営自体がもう経営立ち行かんから、損失補填のための委託料、いわば補助金ですね、補助金的な委託料設定は、私はもうできないというふうに考えております。

まあそういうところで終わらしましょうかね、どうもどうもありがとうございました。

○議長（山本 隆俊） これで、池田堯議員の一般質問を終わります。

---

## 日程第1. 一般質問

○議長（山本 隆俊） 次に、14番、時任伸一議員の質問を許します。

○14番（時任 伸一君） 皆さん、こんにちは。大変重要で、非常に高鍋町民が心配をしている、池田議員の大変いい質問だったと、後ろで聞いておりました。そこにもまつわる話でございますが、通告に従いまして、そのめいりんの湯のちょうど真下になる、防災ダムの直下になる土地が、昔、清水養魚場と呼ばれた跡地が公有地、町に御寄附をいただきまして、それも2町4反のあらゆる施設を含めて無償でございます。

それになったのは、去年の25年の2月には登記もちゃんと公有地として町の財産になりました。非常に真ん中の土地で、今話題になってますめいりんの湯、高鍋湿原、防災ダム、四季彩のむらのど真ん中の土地です。全てが回りは公有地になっております。しかも、大変な国とか県とかの税金も投入された地域でございます。

そして、今、前者の質問のとおり、めいりんの湯の経営がうまくいっていないものから、大変我々も心配してる。その隣の土地で、正直申し上げまして、私もまだこの町に来まして30年ですが、非常に四季彩のむらというのが昔から大変な歴史を抱えておりまして、非常に牛牧の一画でもあるものですから、何とかあの地域がよくなることを願って登壇しました。本来ならば監査委員を兼ねている私は、9月の決算議会というところで質問などするつもりは毛頭ございませんでしたが、まず贈与者のお気持ちや四季彩のむらの村長を初め、いろんな方々の御推薦、ぜひ1回そのことを言ってくれと、そしたらそのことをもって、議会だよりか何かをもってという意味でしょう。それをもって、御寄附をいただいた清水様の、病気療養中ですので、励ましになろうかという、お見舞いがてら行きたいという御依頼がありまして議会開催前、寸前にやってくれという依頼がありましたので、きょうここにあって立ちました。

それで、あとは行政の方々とも24年の暮れからずっと、御寄附をいただくということでもかかわってまいりましたので、行政の方、随分御存じでございますので。しかし、町民の皆さん何にもわかっておられませんので、少し歴史とか経過とか、これからめいりんの湯やら、あの一帯が、四季彩のむらを含めて、非常に高鍋町の財産になるような、非常にそういうことにかかわることなどもお知らせをしてみたいと思います。

あとは発言者席でやりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ちょっと休憩します。

午前10時51分休憩

.....

午前10時52分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

○14番（時任 伸一君） 通告に従って、取得した養魚場跡地の利用の構想について、なかなか急な申し出もあったという経緯もございますので、ただ、利用の計画などはまだまだ検討中だろうと思います。

でも、せめてあそこをこんなふうにご利用したいなという構想ぐらいは、町長のほうにお伺いをしたいと思っております。

あとは発言者席でやります。

○議長（山本 隆俊） 箇条書きのところをちょっと読んだほうが。

○14番（時任 伸一君） ごめんなさい。防災ダム下の町に無償譲渡された養魚場跡地、この土地の利用についてどのような構想をお持ちかお伺いします。

1、譲渡をされた清水氏の思いと村民の気づかい。

2、高平地区と呼んでおりましたが、現在は四季彩のむらと呼ばれておりますが、その変遷。防災ダム建設、後に高鍋湿原があそこから出てきたわけです。都市と農村交流センター事業、今のめいりんの里の事業です。それと、引き続き四季彩のむらの事業が展開された地域のお話であります。

それでは、発言者席に移らせていただきます。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

養魚場跡地利用の構想についてでございますが、同跡地が四季彩のむらの中心に位置していることから、さまざまな利用方法を検討しているところでございます。四季彩のむらにふさわしい、また無償で譲渡してくださった地主の方の思いを生かすために時間をかけて、跡地利用についての構想を練っている段階でございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 14番、時任伸一議員。

○14番（時任 伸一君） この譲渡をされるに当たっては、町長以下、私も村長も同席をしまして、いただきに参りました。その後、町長、清水様にお見舞いがてら寄られたことは、その後ありましたか、まだ行ってない。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） あれからちょっと行っておりません。

○議長（山本 隆俊） 14番、時任伸一議員。

○14番（時任 伸一君） 私は、非常に町長は、その後、1週間ぐらいたって、別件で同道する仕事がありまして行ったところ、その用事が終わったら早速、清水さんの奥様は高鍋町の御出身です。その実家のほうに、そこだから、一緒に御挨拶に行こうということで行かれました。

私は、その気配りというか、それは大変に、町長なかなかその点は、非常に私としては立派なことだと。ちょっとほかの方なら気がつかないようなことも、ぱっと気がついてやっていたから、清水さんところにも、出張とか、お忙しい中で、宮崎に行ったついでに何かこう寄っていただいたこともあったのではないかと、つい思って只今の質問をしました。

それで、今も池田議員から、非常に温泉のことでいい質問をされたと思います。みんなが心配していることで、予想されること、本当にそういうことにならないように、非常にいい質問だったと思います。

それで、この土地が100年にわたって、いろんな民間の業者があそこで事業を展開されました。そのことをやっぱり皆さん一回、ちょっと知ってもらいたいなど。もちろん、30年しかたっていない私が言うことはおかしいんですが、100年にもわたるいろんな事業が展開されて、それぞれに成功されて、人の名前は、清水さんはいいと思いますが、あとの方の名前は差し控えまして、アルファベットで呼ばさせていただきますと、最初にK



5さんという方、例えば黒田とか黒川とか、そういう名前のKのお名前に「ゴ」がつきますので、甚五郎でも何でも、そういう方です。

ですから、町内の皆さんは大概知っておられる。著名な高鍋町内の素封家、財産家の5本の指に入る方だと思っておりますが、その方が、まず昭和の初めのところに向こうで、四季彩のむら、当時は高平地区と呼ばれたところでしょうが、水田のための農業用水路をごらんになってわざわざ、まあ恐らく当時は、まだまだ用水路は、溝みたいな用水路だったと思うんですが、素掘りでトンネルを掘られまして、大きな水車による骨粉工場をつくらうと思われたんでしょうね。相談の上に、立派な水路をつくられまして、ちょっと溝と違う、1秒間に0.6トンぐらいか、それぐらいの大きな水路をつくられまして、その水の勢いをもって水車を回して、骨粉工場をされました。

そのことは皆さんよく、古い方は御存じだと思いますが、それで大成功をおさめられたという話を伺ってますが、その後しばらく、終戦前か、太平洋戦争直前までは、今度はMさんという方にお貸しになりまして、水車をね。そこで、線香の粉をつくって、タブノキって御存じだと思います。あの葉っぱを集めまして、同じ水車の力で粉にしまして、ここも大成功されたようです。戦後もしばらくは、その事業を、今度は、この役場のそばで工場を移されて、その方もされておりました。

その次には、K5さんの息子さんがK3さんと呼びましょうか、その方が用水を利用して、水車じゃなくて、今度は養魚場を始められた。ウナギとコイとか、いろんなものを養われて、この方も大成功をされたと聞いております。

その後、清水様の手に渡りまして、K3氏は、50代か40代半ばで亡くなられて、その後、御遺族が清水様に全てを譲られたという経過があるようです。

そして、清水様は、その施設を利用し、また拡充もしながら、養魚場、主にコイだったということを知っていますが、いろんな努力をされて、苦勞もされましたが、大変いいときもあったと。親子2人で頑張られまして、その後、御本人は体調を崩されまして、今入院中です。非常に気の毒だと思うんですが、これは高鍋町の今先ほど財産家と言いましたが、たくさん的高鍋町にも素封家と呼んでもいい、財産家と呼んでもいい方々がおられますが、ちょうどそれを全部合わせたぐらいの大資産家であります。宮崎在住です。

だけど、残念ながら今体調が悪くて入院、もう10年来そういう状態ですので、そこに近ごろ太陽光発電が非常に盛んになって業者がいっぱい押しかけまして、あの跡地を買いにかかって、何社かおりました。その状況がありまして、体は動かないし、大分思案されたと思います。心配されたと思うんですが、困ったものだと思われて、もういつそ町へ、多分寄附をしたほうがええと、無償でも構わないというようなことです。

ところが、この土地については、皆さん、行政の方は何人も御存じですが、そのめいりんの湯という事業、いわゆる都市と農村の交流センター事業と呼ばれたと思うんですが、そのころに町が一回相談に行った経緯があります。

ところが、その当時、K3さんから事業を受け継ぐときに、奥様やその息子さんたちと

の契約書を見たことがあるんですが、非常なこの金額の提示があって、町は取得を諦めて、あそこは早くめいりんの湯と一緒に事業を展開されるおつもりがあったんだろうと思うんですが、そのことを御存じの職員の方も多分1人か2人は残っておられますが、ほとんど卒業されて、そういう流れがあります。

そして、Kさんが借りていた当時、あそこの水の利用についてですが、あのときは賃料を高平地区のほうへ年幾らでお払いになってたんですが、今度は清水さんに譲渡されるときに、一切合財の水路とか、あらゆるものを含んでおったものですから、同じ養魚を清水さんはされるちゅうことだったので、ところが、皆さん御存じの水利権というやつ、難しいやつですよ。

何年ごろから国交省が水利権、国が全部一括管理するようになったか、僕は詳細には知りませんが、そういう問題含めた金額を提示されたものですから、町は必要と思ってた土地だったけども、取得を諦められたということで、そういう経緯が平成の11、12年か、そのころにあったと思います。

そして、その後、事業が体調を悪くされてから放置状態になりまして、現在、非常にやぶじらといいますか、この辺の言葉で、になってまして、そのまま放置されてたところに、先ほど言いました太陽光発電の業者が押しかけて、300万円、500万円、750万円というような金額なんかをつり上げまして、押しかけるものですから、思い余って、お世話になった高鍋町に無償で寄附したいと。そのことを四季彩のむらの村長が聞きまして、町にお話になったそうで、それが平成24年の10月かそこらですね。

私のところへ、いやいや、そんなのはもらわないと、一度行ったんだけど、あのときに協力してもらえばというようなお話も聞いたそうです。村長がですね。私のところに相談、何とかならんだろうか。いや、まずその御本人の本当にそういう意向があるのか、一時はそういうふうの高い金額を言われた人が何で無償で譲渡するんだろうということ、それを確認せにやいかんわということで、私と村長がお伺いしました。

清水さんと私、初対面です。そのときに切々と御病気ながら、車椅子で動かれるしかない状態でしたけども、お話をされました。非常にお父様と2人で苦勞して、大変いい時期もあったと、大変苦勞したこともあった。

しかし、そのたびに四季彩のむらの方々やら町に大変お世話になったと、だから、このたびいろいろ言われて、太陽光の連中も来とるけども、まあ清水さんからとってみればはした金です、750万円、1,000万円というのは。本人はあそこを取得する、権利するのにウン千万円のお金を払っておられると思います。

しかし、これは民間同士の個人的な売買のことだから、口を挟んではいけないと、僕も思ってるんですけども、そんな状態だったから、行政の側は取り違えたといいますか、清水さんの言われた意味がわからなかったから、とんでもない金額でめいりんの湯をつくる際に必要と思うたけども、とてもじゃない。それが今になって何で無償でと、そういうようなお気持ちがあったと思います。それを御存じないからだったんだろうと思うんですよ。

本当はそういう金額で取得されておったから、そういう金額を言われたんだらうと思います。

ですから、今般はそんなことで、無償で当該土地が町のものになりました。これがど真ん中の土地、めいりんの湯やら公園、四季彩のむら、奥のほうには防災ダム、そして防災ダムができたおかげでできた高鍋湿原と、そこの真ん中の土地なんですね。これが、先ほどから池田議員もめいりんの湯のことを非常に心配して、いい質問をされましたが、めいりんの湯や四季彩のむらの今後の発展に、この土地をぜひ町長にいい案で、いい事業で、行政、各議員が一生懸命考えてやってくれたら大変ありがたいなと思います。

そして、けさの新聞、皆さん宮日ごらんになったと思いますが、若い行政の職員のグループのことがいっぱい出てましたね。湿原でのコンサートみたいなことや写真つきで、ハート型の田んぼなども、非常にこれソフトの面だと思いますよね。ハードの面じゃなくて、あの地域を生かすソフトのことを、マラソン大会やったりコンサートをやったり、いろんなこと、出会いの場をつくったり、大変いいことだと思いますが、そういうものが、どんどんしてあの地域が、ましてやめいりんの湯が非常によくなることのために四季彩のむらの方々も頑張っておられますので、ぜひいい案をお示しになって、先ほど町長言われましたが、寄贈者のお気持ちや村民の100年にわたるいろんな事業者とのかかわりとか、そういうものを考えまして、ぜひ頑張って、いい計画を立てていただきたいと思いますが、私の申し上げたいことは、これは四季彩のむらや消費者にかかわる、町内にいっぱいおられます清水様の御親族一党の気持ちを少し長々としゃべったようなことです。ぜひ、例えばここから先はどうでしょうか、産業振興課長、ちょっと教えてください、これ。

あそこの利用のやぶになってますよね。もう恐らく10年か十四、五年、やぶだと思うんですが、あそこをきれいにするタイミングというか、そういう時期はいつごろとお考えになってますか。多分産業振興課で、例えば草刈りとか手入れとかはされると思うんですが、なるべく早くと思うんですが、12月でしょうか、そこのところをちょっと教えてください。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 今、議員がいろいろと過去の歴史を通じながら教えていただきました養魚場の跡地でございます。確かにいただいた当初に、あのままではどういう現状になっているのか、全くわからなかったものですから、私ども職員総出で草刈り等をやりまして、何とか形が見えてまいりました。

その上で、いろんな使い方を考慮するという今段階ではございますけれども、随時草刈り等をやっていかないと、なかなかまたもとの状態に戻ってしまう。今回は6月の補正でしたですか、温泉周りの木の伐採とあわせてめいりんの畑がございます。公園の横の畑、そこから養魚場のほうにおりる道があるんですけれども、そちらをちょっときちんと整理させていただいて、どういう形状になっているかというものを皆さんにごらんいただければなというところもございます。

随時草刈りについては、今から四季彩のむらの方の御協力とかいただきながら、また、地元の方の御協力をいただきながら、草刈り等もやっていくような形を進めさせていただければと、ぜひそういう面では御協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） 14番、時任伸一議員。

○14番（時任 伸一君） 今道路と言われましたが、収穫祭でつくってるあの畑をずっとおりにいくところですよ。私もせんだって、まだ去年の11月ごろだったですか、ちょっとおりにみたんですよ。おりにみたら、イバラがまだ根はびこって何も見えない、どこに道路があったやらもわからない、そういう状況でした。

ただ、これは清水さんの町内におられる親戚たくさんおられると言いましたが、その女性陣といいますか、奥様方、お年寄りもおられると思いますけども、懐かしくって行こうとされたらしいんですよ。そしたらとても入れない、全然入っていかれない。あそこに梅の木があったのに、きゅうり棚の30メートルか50メートルあるような畑もあったのというような御感想を聞きまして、あっ、これはなるべく早くきれいにして、全体の姿が養魚場としてあったところに近い形に手入れをしてみて、それからいろんな計画を立てていただけたらと思うんですよ。

非常にそういう思いも、この直前、議会がちょうど始まった9月の8日かな。お電話をいただいたり、私も飛んでいってお話を伺ったりした経緯がございます。ぜひ四季彩のむらのみんなと、この御親戚等がいっぱいこの町にはおられますので、ぜひちゃんときれいにして、しかもまた町長初め、行政のほうで立派な計画を立てられて、めいりんの湯、四季彩のむら、湿原を含めて、非常に人が憩えるような場所にぜひしてほしいと思うし、私も草刈り機とか、チェーンソーも直りまして、非常にこの間、チェーンソーで木を切ってみたら、ちょっと手首傷めまして、右手が痛いんですが、そんなことはどうでもいいんですが、応援をいたします。

木も倒れかかってます。橋があるんですね。あそこに通路、四季彩のむらから渡るために通路があるんだけど、その通路さえも入っていけない。木が倒れてる。モウソウダケなんか倒れかかって、もう塞がってます。チェーンソーが要るなど、つくづく思いました。私も出ますので、ちょっと人を集めてね。

皆さん町が、行政が全部やるんじゃなくて、町民の財産なんだから、あそこの議長の持田古墳のところの草刈りなどをみんなやるし、花守山だって町民が全部協力するんですから、それぐらいの協力をもらったって産業課長いんじゃないですか、そういうふうに御提案を申し上げたいと思います。

最後になりましたけれども、一つ提案というより、お知らせというのか、将来の夢です。四季彩のむらは長年そうやって民間の業者さんとの付き合いが長かったわけですが、今、四季彩のむらは一旦事業がもう終わりました。

しかし、今後むらを運営したり、いろいろなイベントやらやっていますので、地区としての費用も稼がにゃいかんということで、あの水を利用して水力発電の今研究を

されてるんですよ。私も去年ぐらいからいろいろお世話をしまして、先日各課に、産業振興課と建設課ぐらいには寄ったと思うんですが、九州大学の島谷教授の教室の若い人が、山下君というのが寄っているいろいろ調べてくれまして、また九電とか、土木事務所の河川課担当にも相談は一応してあります。

それで、いけるというような今判断に傾いております。いつできるかわかりませんが、四季彩のむらのあの先人たちが巣穴を掘った、素掘りで掘ったあの大量の水、0.6トン、1秒間に。そういうようなところを利用して、養魚場跡の開発。

○議長（山本 隆俊） 時任議員。

○14番（時任 伸一君） はい。

○議長（山本 隆俊） 時間が来たようです。

○14番（時任 伸一君） ああ、そうですか。そういうことを、今企画されてて、四季彩のむらの人来てますかね。

これで終わりたいと思います。そういう夢を語って終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本 隆俊） これで、時任伸一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。25分から再開します。

午前11時16分休憩

.....  
午前11時25分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（山本 隆俊） 次に、11番、青木善明議員の質問を許します。

○11番（青木 善明君） 皆さんこんにちは。連日の傍聴においでいただきました皆様、大変お疲れさまでございます。

備えあれば憂いなし。命守る備えを3年半前の東日本大震災以降、自然災害への恐怖を直面した私たちは、この言葉にどれほど防災意識を高めて、県内においても行政主導でその対策が検討、見直しがなされております。しかし今回、広島市の土砂災害のように局地的集中豪雨に見舞われ、深夜から未明にかけてのわずか3時間で1カ月の総雨量を超える豪雨により、崩れた土砂と濁流が住宅地を飲み込み、一瞬にして多くの命を奪い、大きな被害をもたらしました。

自然災害は人事ごとではなく、いつ襲ってくるか予測できないことであり、常に危険性と隣り合わせです。そこでさらに行政と地域住民が一体となって、防災に対して万全な備えが必要ではないでしょうか。

それでは通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

初めに質問の1項目ですが、ことし6月4日の集中豪雨による浸水の水害について町長

にお尋ねいたします。

ことしの6月3日から5日にかけて、県内は北部を中心に大雨に見舞われ、特に4日の集中豪雨により高鍋町内では床上、床下浸水の被害が出、被災者からはこれほどの瞬時の水位の上昇は見たことがないなど、驚きや落胆の声が上がり、また二十数年ぶりの浸水に被害を受けた住民の皆様やその家族は、この先の不安を心配し大変、懸念をされております。

そこで町長は今回の浸水について、どのように捉えておられるのか。また今後、住民の安全・安心を守るために、どのような対策を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

なお、質問の1項目については、昨日中村議員より詳細に質疑がなされ、詳しくわかりましたが、私の質疑について重なる部分もあるかとは思いますが、よろしくお伺いいたします。

次に質問の2項目めは、円滑な図書館の運営について、教育長の考えをお尋ねしたいと思います。

昭和53年に開館した現在の町立図書館は歴史が古く、改築以来36年が経過し、施設や設備の老朽化が進み、抜本的な改善が求められている状況にあります。さらに、利用者からは「駐車場が狭く、不足している」という苦情が日常的に寄せられています。このように、特に施設面の制約等により、利用者が満足できる図書館サービスが実現されていない状況にあり、このことから施設整備の拡充が早急に求められています。

教育長は、この町立図書館の現状をどのように捉えられ、円滑な図書館の運営については、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。今回は私を含め、4人の議員が図書館に関する質問をしており、いかに町民の関心が高いかということではないかと思っております。

なお一つ、ことし6月4日の集中豪雨による浸水の被害についての中で、住民への避難勧告について、浸水道路の交通対策について、町指定の災害避難所について、浸水の原因と対策について、道路側溝の管理・点検について、災害見舞金について。2つ目の円滑な図書館の運営についての中で、図書館蔵書の充実についてなど、その他詳細につきましては、発言者席にてお伺いします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

6月4日の集中豪雨の浸水被害についてでございますが、これにつきましては4日未明に降った大雨により、排水能力が限界に達しており、その後一旦小康状態になりましたが、雨水が流れきらないうちに1時間で30ミリを超える雨が降り、排水能力を超え冠水に至ったものと考えております。またこの冠水に加え、塩田川に流れ込んだ雨水が堤防を越水し、筏、南町地区、蓑江にかけて流れ込んだことが被害拡大につながったものと考えてお

ります。

今後の対策といたしましては、各排水路における通水状況等の確認を行っていくとともに、宮田川、塩田川のしゅんせつ等河川氾濫による浸水被害防止対策を講じるよう、県に対し要望してまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 図書館の現状をどのように捉え、円滑な運営についてどう考えているか、についてでございますが、駐車場が狭いという件につきましては、認識いたしております。しかしながら昨年からは図書館運営につきまして、大幅な改革を行ってまいりました。新刊書の早期配架、レファレンスの充実、毎月の図書館だよりの発行、読み聞かせ室の改修など、利用される皆様から多くのお褒めの言葉をいただいております。

現在、高鍋図書館が置かれている環境におきまして、図書館サービスを行う使命を担っていると考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） それでは詳細につきまして、お尋ねしたいと思います。

まず初めに、6月4日の集中豪雨の浸水状況による避難の経過について、どのように対応されたのか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前11時34分休憩

.....  
午前11時40分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 済いません、まず避難勧告について御説明を申し上げたいと思います。

6月4日の集中豪雨に伴います避難の経過についてということですが、3日午後11時50分の大雨洪水警報の発表を受け、同日午後11時51分に、総務課長を本部長といたします情報連絡本部を設置いたしました。

4日明け方にかけて1時間30ミリを超える激しい雨を観測したため、同日午前6時45分に、副町長を本部長とする災害警戒本部に体制を移行したところです。

同日午前8時25分に高鍋町に土砂災害警戒情報が発表されたことを受けて、午前9時40分に、黒谷、山下、松本、坂本、鬼ヶ久保地区を対象に避難勧告を発令いたしました。

同日午後2時15分の土砂災害警戒情報の解除を受け、午後3時45分に避難勧告を解除するとともに、警戒体制を災害警戒本部から情報連絡本部へ移行し、同日午後7時に、災害の恐れがなくなったことから情報連絡本部を廃止したところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） それでは、宮崎日日新聞の社説に、「内閣府は4月、市町村が避難勧告などを発令する際の指針を全面的に見直した。新指針は、市町村が発令する避難勧告などには強制力はなく、一人一人の命を守る責任は最終的には個人にあるという考えが基本だ。ただ、自分の命は自分で守るのが原則とはいえ、全ての住民が災害の状況を認識し、いざというときに、みずからの判断で適格に避難行動をとるのは難しい。新指針は、一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することを市町村の責務とした。平時から自然災害時の備えを住民に周知徹底する責務が非常に重いことは、確認しておきたい。新指針は、市町村に空振りを恐れず避難勧告を早目に出すことを求めている」こういう宮日の社説が載っておりました。

それに絡んで、災害心理学が専門の関西大学准教授の先生が、宮崎日日新聞の寄稿を寄せられております。その中に、「災害から身を守るには、異常な大雨や川の水かさの増大など、危険が少しでもあると感じるようなことがあれば、ためらわずに逃げる習慣をつけておくことが重要になってくる。結果的に、逃げるほどの状況ではなく、避難が空振りに終わることもあるだろう。そのたびに費やす時間や労力はばかにならない。それでも空振りを当たり前のこととして受け入れ、生活習慣として身につけること、全国の多くの住宅地で災害の危険が増している以上、そうしたコストを支払う覚悟が不可欠だ」と、このように、空振りでも素早く逃げるということを専門の先生からも意見が寄せられております。防災力向上のために大切なことではないかと思いましたので、あえて紹介をさせていただきました。

それでは次に、浸水した道路の交通安全対策について、どのような対応をされるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 浸水しました道路の対策についてであります。大雨等による道路冠水等が発生した場合は、高鍋警察署もしくは道路管理者である高鍋町、担当課は建設管理課に連絡していただければ、通行規制の対応をいたします。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 私の地区住民は、6月4日の道路冠水で車が通るたびに家の中に水が入ってくるので、高鍋警察署に交通どめの要請をしましたがすぐに対応していただけなかったもので、浸水を防ぐためにやむを得ず緊急に車の通行どめをされたのですが、このことについての見解をお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 高鍋警察署にその確認はしておりませんが、多分今回の大雨におきましては、高鍋町、川南町が大きな災害を受けておりましたので、署員の方も大変忙しかったんじゃないかというふうに推察いたします。

先ほどもお答えしましたとおり、道路の規制については警察署もしくは道路管理者が行います。個人でロープを張ったりそういう規制は行わないようにしていただきたいと考え



ております。必要な場合には、連絡をしていただければ対応いたしたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） それでは次に、町指定の災害避難所について、県立高鍋農業高等学校は第3次避難所になっておりますが、なぜ第1次避難所ではないのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 町指定避難所についてでございますけど、町民の自主避難に対応いたします第1次避難所、避難勧告等に対応いたします第2次避難所、そして第1次及び第2次避難所だけでは対応できない場合に開設するというので、第3次避難所に区分をして指定をしております。

お尋ねの高鍋農業高等学校、これ体育館になろうかと思うんですが、——につきまして、県の管理施設であることから第3次避難所に位置づけをしております。学校施設を避難所に開設する場合につきましては体育館を開放するのが一般的でございますが、農業高校体育館は城堀の付近ということで、水害等の施設開放については慎重に検討しなければならないというふうに考えております。

また、体育館以外の校舎施設利用につきましては、今後管理者との十分な協議が必要になってまいりますので、その都度またそういう協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 私は十日町に住んでおるんですけども、今、総務課長からの答弁をいただいて、考え方は理解はできますが、私は幼いときに腰まで水につかり、親と一緒に県立高鍋農業高等学校に避難した記憶があるんですが、命を守るためには、より近くにより早くが原則ではないかと思っております。したがって、前向きに善処していただくことを要望いたします。

次に、先ほど町長の浸水原因と対策についての答弁について、再度お尋ねいたします。

今回、特に、筏、十日町、南町、蓑江、石原地区の浸水が多く見られましたが、その原因究明結果及びその具体的対策についてお伺いいたします。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 筏、十日町、南町、蓑江、石原地区につきましては、下月火排水路の流域に当たります。町長が答弁しましたように、未明の大雨により宮田川及び排水路が満水に近い状態になっているところに、明け方の大雨により道路の冠水に至ったものと判断しております。

また、対策につきましては、排水断面の確保及び各路線の排水がスムーズに流れるかを確認し、異常箇所があれば適切な措置を行っていきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 早急な善後策が講じられることを要望いたします。

それでは次に、道路側溝の管理点検はどのように計画実施されているのかお伺いいたします。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 道路の側溝の管理、特に清掃につきましては地区でお願いしたいと考えておりますが、困難な箇所や補修等が必要な箇所につきましては管理者である町が行うことを基本にしていきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） それでは次に、自然災害により被害を受けた方への各種支援についての災害見舞金の制度や基準について伺います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 災害見舞金の制度、基準についてであります。去る6月4日の集中豪雨による床上浸水被害に対しまして、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱に基づきまして、高鍋町災害時安心基金支援金といたしまして支援金を支給いたしております。

この支援金の基準につきましては、住家が全壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けたときに支給の対象となっております。内容についてであります。損害割合が50%以上の住家を全壊と判断しまして1世帯当たり20万円を、損害割合が20%以上50%未満の住家を半壊と判断しまして1世帯当たり15万円を、床上浸水を受けた住家には1世帯当たり10万円支給することとなっております。しかし、本年8月1日に県の要綱、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要項の被害基準の改正が行われまして、内容が若干変更となっております。損害割合が50%以上の住家を全壊につきましては従来どおり1世帯当たり20万円でございますが、損害割合40%以上50%未満の住家を大規模半壊としまして1世帯当たり15万円、損害割合20%以上40%未満の住家を半壊としまして10万円を、床上浸水は半壊として取り扱い1世帯当たり10万円の支援金の支給と改正をされたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 今回の災害において、床上浸水被災世帯には支援金が支給されましたが、床下浸水等の被災者の方々から、消毒費程度の見舞金でも支給されたいとの声を聞いております。

町長は、高鍋町災害見舞金という独自の制度を設置して、被災世帯の福祉の増進に資するお考えはないのかお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

今後このような自然災害の被災に係る支援金に関しましては、県の災害時安心基金支援金交付要綱に基づいて対応させていただきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 町長は、町独自の制度は今のところ考えていないとの御答弁で

すが、災害被災世帯は水害ばかりではありません。ここ最近では竜巻等で住宅も数多く被災しています。被災された方々の立場になり、町からの気持ちのお見舞金を支給することが、どんなに元気を与えるかはかり知れません。今一度お考えになり、決断を示すときではないでしょうか。

それでは次に、先ほどは円滑な図書館の運営について教育長から答弁をいただきましたが、ここで最近の宮崎日日新聞に掲載されました記事を紹介させていただきます。

西都児湯版に「うすでこ」という欄がありますが、宮日の支局長が書かれた文でございますが、「外敵の侵入を防ぐ城下町の特性か、高鍋町の中心部は道が入り組んでわかりづらい。記者も着任した当初は、図書館や美術館を訪れるにも随分遠回りしてたどり着いた記憶がある。今はカーナビやスマートフォンで手軽に地図が見られるが、それでも町外からの観光客は随分と戸惑うのではないか。国際ソロプチミスト高鍋が案内看板を町に寄贈した。県建築士会がデザイン面で協力しただけに、近くの城堀にも映え、景観の面でも申し分ない。今回の1基を手始めに看板がふえていき、点在する観光地が有機的に結ばれるといい。実は、姉妹都市の串間市が同様の取り組みでは先行している。参考にしつつ早く追いつきたい」という記事が載っておりました。

そこで最初に、町内には図書館の案内板はどこに設置されてあるのかお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 図書館の標示につきましては図書館の入り口のほうにあります。現在のところ、誘導とか位置確認のための設置はありません。利用促進のために、今後、検討が必要かと考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 早急な取り組みを要望しておきます。

次に、県内9町の公立図書館の中で、高鍋町図書館の蔵書数は何番目にランクされているのか、または郡内の蔵書数をお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 昨年のデータですけれども、県内には9つの町立図書館があります。この中で、蔵書数で多い順番で5番目になります。

それと郡内の図書館の蔵書数ですけれども、26年4月1日現在で、川南町が9万6,760冊、都農町が8万9,152冊、高鍋町が8万4,379冊になります。この中には古文書の1万9,251冊が含まれております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 次に、郡内の図書館の年間図書購入予算をお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 郡内の図書購入費ですけれども、26年度の当初予算で、高鍋町が134万3,000円、川南町が800万円、都農町が219万円となっております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 最後に、町長にお尋ねします。

只今の高鍋町立図書館の県内の蔵書数のランク、それから郡内の図書館の蔵書数、それから年間の図書購入予算、大変低いランクになっております。そこで、県立図書館の予算激減の波紋ということで、「高鍋図書館が図書や雑誌を購入するための予算は、財政難に加え古文書館の運営にも経費がかかるため、県内の9市9町にある公立図書館の中で最も低い水準の100万円台にとどまる」というふうに宮日新聞に掲載されました。

それから、これはやはり県立図書館予算激減の波紋ということで対談が載っておるんですけども、その中で、前鳥取県知事で元総務大臣の片山善博氏が、以前宮崎県であった講演会で、図書館を見れば地方自治体の行政水準がわかる、図書館は地方自治のとりでだと話していたと。地域の問題を自分たちで調べ、学び、考える、その力が落ちたら地方分権はあり得ない。これは県であった講演ですので、県民が課題を解決する力を伸ばすため、図書館をどう位置づけていくかを考えることは重要なのだが、そこに利用者も県行政も真剣に向き合ってこなかったまま、いきなり予算削減の波をかぶったという印象を抱いたという、片山善博先生こういうコメントを残されております。これは高鍋町にも言えることではないかと思っております。

やはり、ここにも書いてあるんですけど、対談に。図書館とは知的インフラというふうに表示されておるんですけども、新富町も9月議会で2016年度に開館を予定する図書館複合施設建設工事の契約が可決されました。請負契約は、金額は13億4,892万円です。いよいよ高鍋町図書館の今後の課題が突きつけられたような気がいたします。

そこで、やっぱり県内で唯一、文教の町と言われる高鍋町の名にふさわしい図書館充実のために図書購入予算の増額のお考えはないか、町長にお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） はい、町長。今、議員が申されました図書購入費の増額ということでございますが、今のうちの図書館に際しまして狭うございます。今、図書館をどうしようかというところで、いろいろと検討している段階でございますので、図書を入れても狭ければ置くところもないし、だからそういうことを、よその町は高鍋みたいな図書館がなかったもんですから、今そういうコミュニティーの場所をつくっているようです。また、そういうのができ上がってお金をかけておりますけど、うちは今のところ、どういった方向性で行くかということを検討しておりますので、これが図書館の行く末といいますか、やり方が分かれば、また図書購入についても多大な予算は組まざるを得ないと思っておりますので、そういうことで御理解願いたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 町長の選択と集中の手腕にかかっていると思いますので期待しております。

それでは最後に、私たちが住んでいるこの町ふるさと高鍋は、海や山や川に囲まれ、の

どかな自然環境に恵まれた、暮らしていくには生活条件のそろった住みやすい町であります。しかし、異常気象によるゲリラ豪雨や土砂崩れなど、さまざまな予測できない自然災害が激化していることに対して、その被害を最小限に食い止め、守っていくことが、今後の防災の大きな課題であると考えます。

町長が掲げておられます公約の一つである、子供がにぎわうまちづくりの願いには、とうとい命を守っていく、このことが一番大切な行政の基本であり、子供からお年寄りまで全ての町民が安心安全で幸せに暮らしていけるように、私たちは心一つになって、どんな困難な状況も乗り越えていかなければならないと改めて考えさせられました。

以上で私の質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（山本 隆俊） これで、青木善明議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。1時10分から再開します。

午後0時07分休憩

.....  
午後1時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（山本 隆俊） 次に、17番、柏木忠典議員の質問を許します。

○17番（柏木 忠典君） 通告に従いまして、子供の貧困対策について、有害鳥獣の被害対策について、以上2点につきましてお尋ねをしたいと思います。

まず、子供の貧困対策について質問をいたします。

「だれも知らない～宮崎の子どもの貧困」、新聞の連載で世間的にも大変大きな話題となったところでございます。これまで見えなかった子供の貧困の現状、親の苦悩、学校現場の医療、福祉現場の課題、激変する社会構造等、貧困の関連性等が見えてきたところでございます。

これをきっかけに、貧しい家庭の子供の教育や生活を支援するために、県内各地で子供の貧困問題について議論する機運が高まってきているところでございます。子供を支える仕組みを地域に根づかさせていこうと、各地域レベルの勉強会が非常に活発化し始めてきているところでございます。

子供の貧困対策は、待ったなしの危機的状況であります。地域社会の宝である子供たちが安心して健やかな子供時代を過ごせるよう、一刻も早い着手を打っていただきたく、質問するところでございます。

まず、子供の貧困対策についていかがお考えか、所信をお伺いしたいと思います。

次に、有害鳥獣の被害対策についてでございます。

24年の6月定例議会で、一般質問でもこの問題について質問をしましたが、現在も各地域において、それぞれ防護柵の設置や追い払い活動に取り組み、捕獲頭数は増加してい

ると聞きますけれども、依然として被害があるやと聞いております。

各地域が連携した広域的な被害防止対策はどのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

あとの貧困対策については、2番の貧困の本町の実態、また、3番目の本町の解決策、4番目の子供の貧困対策大綱案の要旨について、また、5番の貧困状態にある子供たちの待ったなしの状態について、また、有害鳥獣の2番目の財政処置の充実について、鳥獣被害対策を担う人材育成・確保について、このことは発言席において聞きたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、子供の貧困対策についてでございますが、平成26年1月に子供の貧困対策の推進に関する法律が施行され、8月には、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。今後、国、県、市町村がそれぞれの立場でこれに関する施策を策定し、それを実施していくことが求められるものと認識しております。

本町といたしましても、国や県の動向を見据え、今まで以上に、地域住民、民生委員、児童委員の皆様にご理解と御協力をいただき、保育所、幼稚園、学校や関連機関との連携を密にし、この対策を講じていかなければならないと考えております。

次に、有害鳥獣の広域的な被害防止対策についてでございますが、これにつきましては、農作物被害を減らすために、国、県の補助金制度を積極的に導入しているところでございます。

現在は、個別の案件ごとに被害防止対策を講じておりますが、今後は、複数の補助金制度を効果的に組み合わせることにより、各地域が連携して広域的な被害防止対策の取り組みができるよう、積極的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 子供の貧困についてですが、格差社会が進んでいる中で、子供の貧困によって、将来に向けてのチャンス、それから可能性がなくなってしまうことは非常に残念なことだと思います。

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の中でも、教育の支援として、国及び地方公共団体は、就学の援助等のための必要な施策を講じなければならないということが明記されております。

町の教育委員会といたしましても、義務教育段階の子供の貧困対策を推進するため、今回示された大綱に基づき、国、県の動向を注視しながら、施策の充実に向けていく必要があると考えております。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） まず、有害鳥獣の被害対策から進めていきたい、そういうふうにあります。

8月の下旬だったと思っておりますけれども、町内で野生猿の1匹が目撃されたと、確か自動

車学校か何とか家具店、あったと聞いておりますが、その後はどうなっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 8月の31日の日曜日だったと思います。自動車学校の付近の電線の上で猿がいると、それから、先ほどおっしゃいました、家具の太陽当たりのところまでの目撃情報はあるんですけども、その後の目撃情報が残念ながらございません。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） その後なかったということですね。

有害鳥獣の被害対策の中で、特に大きな被害が遭ってる作物というのはどんなものがあるんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 被害を受けた農家のほうからは、報告なり、届なりがあるんですけども、それによりますと、ほとんどが甘藷の被害ということになっております。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） それでは、町内での被害、または被害に対する対策はどのようにされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 被害に対します対策でございますけれども、被害農家に対する箱わな、箱の形をしたわなですけれども、これの貸し出しをしております。

それぞれ個別の鳥獣に対する防護対策の指導というものを行うというのが主に対策としてやっております。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） 鳥獣、それぞれ種類によって違いがあると思いますけれども、どの地域に多く出没するのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） どの地域でという御質問なんですけれども、イノシシとか、猿、鹿につきましては、当然、山手の牛牧とか、小並、新山といった、こういったところの広範囲に多く出没しておりますし、カラスの被害もあるんですけども、こちらのほうは染ヶ岡方面のほうに多く被害が報告されております。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） 現在、鳥獣被害防止特例法の施行がなされているというふうに思います。

鳥獣被害防止総合対策交付金によって、農林物産の被害の減少が多いに期待されると思うんですけども、いかがですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 今、おっしゃいました、鳥獣被害防止総合対策交付金、これによりまず取り組みでございますけれども、昨年度は、普及し始めました電気柵、これの効果を検証するためにモデル地区、モデル圃場を設定しました上で、その導入の補助をいたしました。

また、今年度は、農家からの要望が多かった箱わな、これを個体数の調整の目的で捕獲班員や被害農家に貸し出すために複数購入をいたします。大型の箱わなを3基、小型の箱わなを10基ほど購入する予定でございます。

この交付金の事業に限らず、国とか県の複数の補助金制度を組み合わせ、農産物の被害の減少に少しでもつながりますように、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） 私どもが一番心配しているのは、少子高齢化が進む中で、鳥獣被害対策を担う人材の育成、これが問題であろうと思っておりますが、確保が近々の課題となっているというふうに思います。

適切な防護柵を維持、確保して、集落周辺における有害補助従事者、特に、わな免許者の育成、確保を図るなどの努力はどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 人材の育成・確保につきましては、現在、宮崎県の制度でございます、鳥獣被害対策マイスターという技術指導者の育成制度がございます。

高鍋町役場では、現在5名の職員が講習会を受講しております、まず、担当職員の適切な知識の向上と技術の向上に努めているところでございます。

さらに、今年度は高鍋町独自の取り組みとしまして、有害鳥獣アドバイザーという、直接農家へ適切な予防措置や被害状況から判断される対策をアドバイスできる、そういう人材の確保を検討しております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） 相当な努力をされているということで、ありがたく思っております。

これで、有害関係の質問を終わりたいと思います。

次に、子供の貧困対策についてでございますが、現在、子供の貧困問題が大きくクローズアップされてきているわけでありましてけれども、本町においても、以前から低所得による生活苦になる家族がふえているというふうに思います。

福祉社会の現場でどのような実態があるのか、また、そのような家に育つ子供に対してどのような対策が現在取られているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。



○健康福祉課長（河野 辰己君） 子供の貧困の実態等についてでございますが、石井十次没後100年となることし、宮崎日日新聞におきまして「だれも知らない～みやざき子どもの貧困」と題しまして、子供の貧困問題等について特集が生まれ、今、連載、報道をされているところでございます。

各家庭の貧困状況は目に見えるものではなく、把握しづらいものが現状としてあります。当町におきましては、独自に子供の貧困対策は実施しておりません。

本年9月1日現在で、生活保護を受け、子供を養育する世帯が21世帯ありまして、18歳以下の児童が33人いるという現状にあります。

生活保護におきましては、生活にかかる費用に加えまして、小学校や中学校で必要とされる教育にかかる費用の支給がされているところでございます。

また、ひとり親家庭医療費助成の対象となるひとり親家庭としましては、母子家庭が544世帯、父子家庭が35世帯となっております。778名の18歳未満の子供が養育されております。

ひとり親家庭医療費助成は、受給認定に子供を養育する保護者の所得に制限がございますが、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を目的として行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育分野におけます貧困対策と実態についてでございますが、就学援助事業、それから育英会事業の2つが挙げられると考えております。

就学援助事業につきましては、義務教育の機会を保障することを目的といたしまして、経済的理由により就学困難な児童生徒に対しまして、学用品、通学用品、修学旅行等にかかる経費、給食費及び医療費についての助成を行う事業でございます。小中学校におきましては、年度当初に新1年生を持つ保護者に対して認定申請の手続きの案内文書を配布し、制度の周知を図っているところです。

その現状であります。町内小中学校におけます就学援助の対象となっている児童生徒の総数は、平成25年度の実績で申し上げますと105名で、年々増加をしております。

次に、高鍋町育英会では、高校生、専門学校生、大学生に対しまして無利子の奨学金の貸し付けを行い、経済的な負担軽減に努めているところでございます。現在、高鍋町育英会の奨学金を利用している高校生、専門学校生並びに大学生の総数は26名となっているところです。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） プライバシーの問題もあると思いますが、福祉、教育のそれぞれの立場で大変な努力をされているというふうに思っております。ありがたく思っております。

また、大変うれしく思うのは、社会福祉協議会が生活困窮世帯を対象に、10月から社協塾が開催されると聞いております。県内初めてとも言われているようですが、どのよう

な内容かお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 社協塾についてお答えをいたします。

社会福祉協議会が行う社協塾としましては、県内で初めての取り組み事業というふうに聞いておるところでございます。

内容としましては、高鍋町社会福祉協議会が、県社会福祉協議会の助成及び社協会費等を活用し、行う事業であります。対象は、生活保護世帯、または住民税非課税世帯で、生活困窮のため、学校外教育を受けたくても受けられない、町内に住所を有し、勉学に意欲のある小学校5年生、6年生及び中学校1年生、2年生の各5名を対象にしまして、退職教職員等の公募等を行いまして、毎週1回土曜日と、3季休業日に毎週2回行うものでございます。

なお、事業の趣旨によりまして、参加料は無料となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） 10月から開催されるということですね。

戦後、日本も豊かさを誇ってきたところでありますけれども、子供の貧困率が、2009年の15.7%から、2012年には16.3%に上昇してきているということです。過去最悪の水準となってきたというわけです。

さらに、ひとり親世帯の貧困率は36.6%、極めて深刻な状況だと言われておるわけでありますけれども、ことし1月に、ようやく子供の貧困対策推進法が施行されたと、国を挙げて対策にやっと本腰を入れてきたということになっておると思います。

8月末には閣議内定されました子供の貧困対策大綱が、今月末にはもう決まるようなことですね、その要旨、どのような内容かお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 子供の貧困対策大綱の要旨についてでございますが、子供の貧困対策に関する大綱は、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すために、子供の貧困対策を総合的に推進するために策定をされております。

大綱には、子供の貧困に関する指標が設定され、指標改善に向けた重要施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、その他の支援が詳細にうたわれておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 貧困対策大綱の中で、教育の分野の支援といたしましては、大きく申し上げますと、スクールソーシャルワーカーの増員、それから、高校生に対

する奨学給付金の増額によりまず経済的負担の軽減、著しく格差が生じている大学、専門学校への進学率向上のための所得連動返還型奨学金、これは奨学金の返還月額を卒業後の所得と連動させるというものでありますが、その導入準備及び生活困窮世帯への学習支援といったことが示されております。

特に、学校を貧困対策のプラットホームとして位置づけ、スクールソーシャルワーカーを5年後には約1万人に増員するということにより、教育と福祉、就労との連携を積極的、組織的に行い、家庭の状況による問題の発生を防止するとともに、学校における確かな学力保障、進路支援を行うこととされております。

また、生活困窮世帯への学習支援につきましては、家庭のさまざまな事情によりまして、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生の学習機会を十分に確保するため、学校支援地域本部事業などを活用しました原則無料の学習支援を充実するといったものでございます。

このような取り組みを通じて、経済状況にかかわらず、誰もがいつでもどこでも希望する質の高い教育が受けられるような社会の実現を目指すといったことが、教育分野におけます今回の大綱の中に示されているところです。

○議長（山本 隆俊） 17番、柏木忠典議員。

○17番（柏木 忠典君） 今、福祉関係、教育関係、お答えがありましたように、何事もこれからが正念場というふうに思っております。本当に貧困状態にある子供たちは、待たなしで大人になっていくわけです。声を上げられない子供たちを救うのは、大人の役割であり、また、地域の人たちの役割であるというふうに思っております。

国も、ようやく子供の貧困対策大綱が閣議決定をされたということでありますので、それに沿って、県や市町村のこれからの積極的な貧困対策が急務であろうというふうに思うところです。

今後、この貧困対策に皆さん方の努力と期待というものを思っておりますのでございます。大変努力を願いたいと思います。

終わります。

○議長（山本 隆俊） これで、柏木忠典議員の一般質問を終わります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（山本 隆俊） 次に、10番、後藤隆夫議員の質問を許します。

○10番（後藤 隆夫君） こんにちは。

質問をする前に、後藤、お前はなかなか顔に似合う質問をするじゃないかと、私が亀に似ているのかもしれませんが、そこで今回は、天然記念物アカウミガメの保護活動について、ひとつ伺いをしてまいりたいというふうに思います。

宮崎県では、日南海岸から延岡市に至る日向灘沿いの比較的砂浜が発達した海岸に、昔からアカウミガメが上陸し、産卵することで大変有名であります。

アカウミガメは、夏の夜に暗い砂浜の渚にその大きな姿をあらわして、毎年5月半ばから8月初めにかけて、純白色のピンポン玉状の丸い卵を産み落として、また海へ帰っていくと。その姿を見た人は、誰でも大きな感動したと言われるそうです。

このアカウミガメは、1980年、昭和55年だそうですが、宮崎県の天然記念物として指定されています。調査、保護活動は指定される以前から現在に至るまで、野生動物研究会の方々の努力によって継続して行われてきております。

2,000キロもの距離を回遊し、砂浜に上陸して、涙を流して産卵するウミガメの生態は、人の心をひきつけるものがあります。

高鍋町では、永谷から堀の内海岸にかけて、天然記念物であるアカウミガメが産卵のために上陸することで有名であります。ことしも約140頭近くが上陸し、野生動物研究会の皆様によって保護活動が行われ、無事にふ化した子亀、約200匹が元気に海に帰っていったというふうに新聞等で聞いております。

そこで、1番目に、アカウミガメの上陸が年々減少していくというふうに聞いておりますが、その原因についての調査はされているかどうかをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、2番目に、ふ化場が設置されているが、ふ化条件を満たす施設となっているのかをお伺いをいたします。

3つ目に、鳴野浜海岸には、地元の方々によってアカウミガメの上陸が確認をされております。町として調査をし、保護活動が必要ではないかということをお伺いをしたいと思います。

4番目に、アカウミガメの調査保護活動は、専門的な知識と地道な努力、自然を愛する情熱がその活動を支えていると考えておりますけれども、今後、後継者の育成についてどのように考えておられるか伺いたいと思います。

あとは発言者席から質疑をしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 天然記念物アカウミガメ上陸の減少とその原因調査についてでございますが、宮崎県教育庁文化財課作成の資料によりますと、高鍋町の県指定区域におけるアカウミガメの上陸頭数は、周期的に増減の様相を示しており、町といたしましては減少しているとの見解を持っておりません。

次に、設置されているふ化場がふ化条件を満たす施設となっているかについてでございますが、基本的には自然に近い環境を維持しており、ふ化条件は満たしております。

次に、鳴野海岸におけるアカウミガメの上陸と、町としての調査・保護活動についてでございますが、鳴野海岸にアカウミガメの上陸、産卵があることは承知しております。

海岸の現状といたしまして、砂浜が少なく、上陸、産卵の数も少ないと捉えています。

アカウミガメの上陸に関しては、NPO法人「宮崎野生動物研究会」の会員に頼っている状況にあります。同会員が必要に応じて調査を行っておりますので、住民の方がアカウ

ミガメ上陸、産卵の情報を持つ場合は、町社会教育課や宮崎野生動物研究会会員に連絡していただき、互いに情報の共有をしていただけると、調査、保護の共同が期待できると考えておるところです。

次に、アカウミガメの調査保護活動についての後継者育成についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、アカウミガメの調査保護活動は、専門的な知識と地道な努力、情熱がその活動を支えていると考えます。

後継者の育成につきましては、上陸、産卵の始まる時期に「お知らせかなべ」でボランティアの募集を行っております。長期間にわたる保護活動になるため、情熱や本人の時間的な余裕も求められます。

応募者には、上陸、産卵期間に県指定の堀の内から永谷海岸ほかにおいて、宮崎野生動物研究会の会員とともに保護活動を行い、生態を学び、調査保護活動の実務を修得し、期間中の保護活動従事が必要であります。この活動を毎年繰り返し、経験と実績を積み上げ、保護活動に継続して携わる人を地道にふやしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） 減少する原因にはいろいろとあろうかと思えますけれども、まず、県指定のアカウミガメの調査保護活動の現状についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） アカウミガメの調査保護の現状につきましては、先ほど後藤議員が登壇してほとんどおっしゃっていただきましたが、教育委員会の答弁としてお話をさせていただきたいと思えます。

高鍋町の堀の内海岸から永谷海岸にかけては、昭和55年に県の天然記念物として、アカウミガメ及びその産卵地ということで指定を受けております。この区域におきましては、県の教育委員会から調査委託を受けております宮崎野生動物研究会の会員の方が調査保護を行っております。

町内には3名ほど、この会員の方がいらっしゃいますけれども、町教育委員会としましては、この会員の方に支援、協力を行っているところです。

○議長（山本 隆俊） 10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） 自分で質問をしておいて自分で答えたということだそうですが、減少の原因についてはさまざま、教育長もお答えいただきましたけれども、原因があるというふうに思っております。私もまた現場を見て、堀の内から永谷にかけては砂浜が広くて、亀が非常に安心して上陸できるような環境の中で産卵をしているということは認めております。

そういった中で、台風のあととか、そういったときにはごみやら漂着物、流木等々のごみが散乱するときもあるだろうと思えますが、これもまた皆さん方の努力によって、自衛

隊や、ボランティアの方や、さまざまな方々の努力によってきれいな浜になっておるよう  
でございます。

亀と人間が共存できるような環境づくりというものが非常に整っているだけに、亀が上  
がってくるんだろうというふうに思います。

1 番目は終わりました、ふ化場が設置されているが、ふ化条件を満たす施設となってい  
るかということで、条件を満たすふ化場になっているというふうにお答えをいただきまし  
たが、この管理について、この季節は非常に台風、雨、こういったものが多い時期になっ  
ておるようですが、こういった場合の管理はどのようにされているか、ちょっとお伺いを  
しておきます。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） ふ化場への卵の異動も含めてですけれども、この区域に  
つきましては、県の文化財保護条例の制限を受けることとなりますので、卵を移動させる  
場合にも、県の教育委員会の許可が必要となってきます。

ですから、産卵した卵が、例えば小川のそばであったりとか、極めて波打ち際に近いが  
ために、そこに水が入ってくると、あるいは産卵の場合、植物の近くに産卵したときに根  
っこが入ってきて卵をつぶす、あるいは子亀が出にくい状態になると、そういう場合に限  
り、卵を移動するようにしております。

○議長（山本 隆俊） 10 番、後藤隆夫議員。

○10 番（後藤 隆夫君） ふ化場というのは、屋根がついているんでしょうか。雨、風、そ  
ういったものが防げて、自然のままが再現できるというふうになっているのかどうか伺い  
ます。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） ふ化場につきましては、ふ化に関しても極めて自然の状  
態でふ化をさせるということに努めております。

ですから、例えばいろいろな人工的な、例えば温度を上げるとか、光をあてるとか、そ  
ういうことはしておりません。実際に野犬とか、そういうものを防ぐために金網はしてあ  
りますけれども、極めて自然な状態に近づけるように努力はしております。

○議長（山本 隆俊） 10 番、後藤隆夫議員。

○10 番（後藤 隆夫君） あと、ふ化場へ移動して、自然のままにふ化させるのが一番い  
いというふうにお考えですが、ことし上がったのが結構上陸して、200 匹もの子亀がふ  
化をしたというようなことが報道されましたけども、ふ化できなかったというのは、ど  
ういう原因があると思いますか。卵のふ化ができなかったという原因は何かありますか。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） ふ化をせずに亀がかえったという例はありますけれども、  
一度産卵した卵につきましてのふ化できなかったというのについては、教育委員会として  
は、そこまでは把握しておりません。

あるとすれば、無精卵とか、そういうのがあるかもしれません。

○議長（山本 隆俊） 10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） それでは、質問3に移りたいと思います。

鳴野浜海岸には、これは何った話なんで——上陸してひっくり返っちゃったよという地元の方々が四、五名いらっしゃるんです。あれを見てるとかわいそうだということで、もちろん、誰もがどなたでも亀を起こすんでしょうけれども、町として、保護活動は必要ではないかというふうに質問を申し上げましたが、私も現場を確認したところ、砂浜が非常に少ない、石が多いということでした。

やはり、あそこには先ほど申し上げましたが、流木、木くず、ごみ、あるいは生活用品等々、結構堆積しておるんです。こういったものの除去をする方法はないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（茂又 哲也君） ごみの件につきましてお答えいたします。

海岸部の流木、ごみ等の処理対策につきましては、県の中部港湾事務所とか、関係機関との協議が必要となりますので、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） やはり砂浜が少ないというふうなそういうことには、流木等、あるいはごみ、そういったものが結局波が寄せる返すで、そういった流木等のおかげで、あるいは除去しないから、前々からそういうふうに皆さんが除去しない限りは、寄せたり返したり波によって流木等が移動する、砂浜が削られるといった状況がずっと続いてきていると思うんです。

このウミガメは天然記念物ということもあって、せっかく高鍋町に上陸しようとしている亀が、砂浜が短い、ごみがたまっている、そういったことですので、今、町民課長が言われましたけれども、海岸法なんかでも、いわゆる整備、海岸環境の整備と保全、あるいは公衆の海岸の適正な利用といったことが、海岸法では定められているようです。

ですから、環境の整備と保全ということから言えば、そういう先ほどおっしゃったような海岸管理者みたいな方との協議等も含めて、早急な、もうことしは時期を失しましたけれども、来年のためにも今からでもそういった管理者との協議をして、やはり亀が上がってくるような環境づくりが、一方では指定された地域においては、非常に一生懸命熱意を持ってやりますけれども、ほかの場所はやらないと。せっかく高鍋町に上がってきて、高鍋町はウミガメに優しい町じゃないかというふうに言われているにもかかわらず、一部ではそういったところが残っているということですので、町民課長にはすぐ努力をしていただきたいというふうに思います。

余談な話ですけども10号線の古港橋、あその欄干には親子亀の像がつけてありますよね。あれは高鍋町の海岸にアカウミガメが上陸する、産卵しに来るよというための象徴ではないかと思うんです。したがって、せっかくアカウミガメが高鍋町の海岸には全

部上がって産卵をするというような、環境に優しい保護活動が必要だというふうに思っております。

次に4番目ですけれども、後継者の育成についてはなかなか難しい面があると思うんです。例えば、先ほどお知らせしたかなべではボランティアの募集をされたということをおっしゃいましたが、その時期にやっては、やはり野生動物の好きな方、興味のある若い人、こういったことにやはり募集をすると。あるいはパソコンでちょっと開いてみましたら、商工会議所なんかでも協力をしていただいて、アカウミガメのブログなんかも出ているみたいですが、こういった商工会議所の1ページのホームページの中にも、年次的に募集をかけておくと。特に、若い人たちに、今、高鍋の後継者の方々は非常に高齢者の方が多いような感じがします。ボランティアの方は別ですよ。専門的にお世話をしていただいている、大変ありがたいなとは思っておりますけれども、年次的にホームページあたりで募集をかけるというふうにしたらいと思うんですが、そこらあたりいかがですかね。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 大変貴重な御意見ありがとうございます。

募集に関しましては、その産卵期間を含めて大体5月から9月までの活動ということで募集しております。秋以降に募集をした方で来られた方についても、その後何をするかという、今度は話になってくると思いますので、応募いただいておりますので、じゃあ近々行いましょうという形にしておりますので、大体その産卵前の募集にしております。

○議長（山本 隆俊） 10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） それから、お世話していただいている宮崎野生動物研究会の皆さん、一生懸命活動していただいておりますが、町からこの活動に対しての補助といったものはあるのかどうか、伺いをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 謝礼というほどではありませんけれども、産卵地の巡視ということで報償を、文化財保護費の中からの報償費のほうからお支払いしております。

それと「子ガメを送る会」謝礼としても文化財保護費の報償費の中からお支払いしております。

○議長（山本 隆俊） 10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） なかなかボランティアも難しいかと思っておりますけれども、こういう後継者といえますか、非常に深刻な問題だと思っておりますけれども、石井先生も「私は死ぬまでやるよ」とおっしゃっていただいておりますけれども、やはりお年が、人間誰しも年齢を重ねていきますので、そういったことも含めたら、やはり若い人たちの興味のある方、あるいは野生動物の好きな方、そういったことを先ほど申し上げたようにホームページあたりでも、年次的に募集をかけておられるといいなというふうに思います。

また、ホームページという話の中で、募金とか寄附とかいったものの活動を支えるような基金の設置は考えていないかどうか、お伺いをします。



○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 貴重な御意見ありがとうございます。

後継者育成がなかなか難しいというような状況もありますので、今の御意見等を伺いましたが、委員会のほうで十分検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） ありがとうございます。また、あらゆるメディアを通して、いろいろ御努力をさせていただいていることはもう本当に敬服をしております。

最後に締めさせていただきますが、アカウミガメは絶滅危惧種に指定されている貴重な生き物であります。絶滅の危機にあるアカウミガメが安心して産卵できる環境づくりをしてやりたいものだというふうに思っておりますし、今後私も積極的に参加を申し上げたいというふうに思います。

最後に、野生動物研究会の皆様の献身的な努力と保護活動に協力されている関係者の皆様に敬意を表して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本 隆俊） これで、後藤隆夫議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問の全てを終わります。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

この後、2時15分から議会運営委員会を開催したいと思います。委員の方は正副議長室のほうにお集まりください。

午後2時03分散会

---